

大分市告示第 284 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定にもとづき、歳入の回収業務を次のとおり私人に委託したので、同上第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

大分市長 足立 信也



委託した歳入の種類	大分市貸与型奨学資金
業務内容	大分市貸与型奨学資金未収金回収業務
委託する期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地代表者氏名)	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町綜合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭